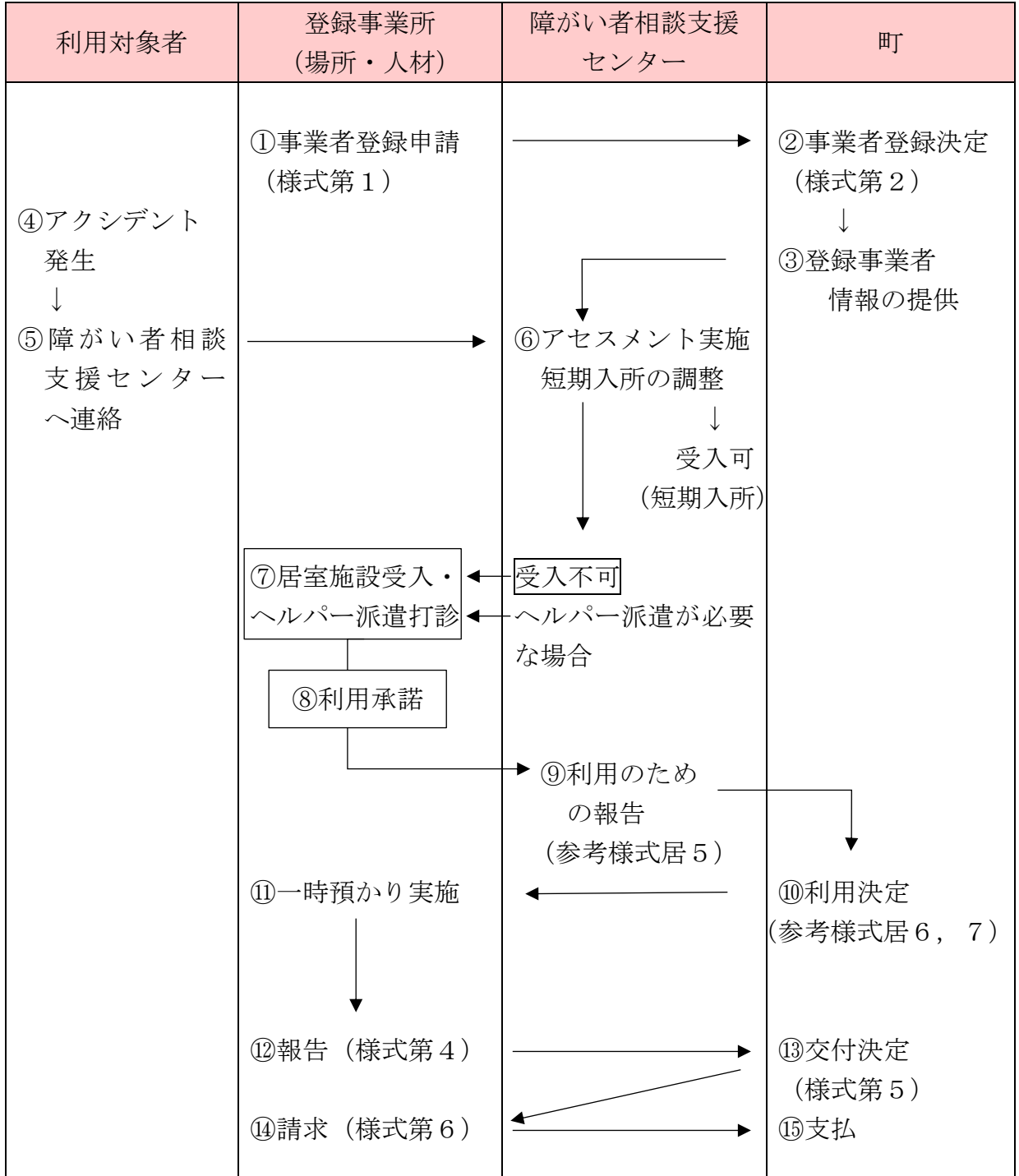


居室確保事業の概要

1 目的

この事業は、緊急かつ一時的な居室（以下「居室」という。）を確保する居室確保事業を実施する事業者に対し、人件費等の必要経費について助成することで、障がい者等が自ら選んだ地域で暮らすことができるよう支援することを目的としています。

2 事業のイメージ図



3 利用対象者

町内在住の障がい者で次の(1)から(3)まで全てを満たす方です。

(1) 介護者の不在

障がい者の家族（介護者）等のアクシデント（事故、災害、出産、疾病、葬儀等）により自宅での介護が受けられない方

(2) 短期入所等の利用が困難であると認められる方

(3) (1)及び(2)の場合で、東郷町障がい者相談支援センターにおけるアセスメントが実施され、事前に町に登録した事業者により居室が提供される方

★東郷町障がい者相談支援センター（ローゼル）

センターでは、アセスメント（面談・相談）や事業の利用調整を行います。

電 話：0561-39-0994

F A X：0561-37-5412

4 助成の内容

(1) 対象経費

例：人件費、旅費、需用費、役務費、使用料及び賃借料など

※ 社会通念上負担すべきもの（食糧費等）は自己負担です。

ただし、虐待等を事由に利用者が負担することができないと認められる場合はこの限りではありません。

(2) 助成額

ア 居室の提供（場所の提供＋支援員1人配置）

平 日	1日につき10,000円
土 曜 日	1日につき13,000円
日曜・祝日	12時間以下の場合は、1日につき13,000円
	12時間を超える場合は、1日につき25,000円

イ ヘルパー派遣（相談支援事業所によるアセスメントで不要と判断された場合は、派遣されません。）

1時間につき2,950円		
派 遣 時 間	平日	午前0時～午前9時、午後5時～翌日の午前0時
	土曜日	午前0時～午前10時、午後5時～翌日の午前0時
	日曜・祝日	午前0時～翌日の午前0時

※虐待等の事由により認められる場合は派遣時間の制限はありません。

(3) 助成の上限

原則1回4日までです。ただし、虐待等の事由により認められる場合はこの限りではありません。

5 登録できる事業者

登録できる事業者は、東郷町及び東郷町に近接する市に所在し、この事業の目的に賛同し、次の条件を満たす事業者です。

(1) 居室を提供する事業者（次のア～ウ全てを満たす事業者）

ア 障害者総合支援法第5条第1項に規定する障害福祉サービス（短期入所を除く。）若しくは介護保険法（平成9年法律第123号）に規定する介護保険事業又は町と契約している法第77条に規定する地域生活支援事業を行う事業者

イ 夜間等の緊急時における連絡体制が整備され、かつ、一時預かり及び支援を支障なく実施するための設備がある事業所。

設 備	居室	・地階に設けていないこと ・収納設備等を除き8平方メートル以上 ・寝台又はこれに代わる設備（布団等）があること
	設備	・便所及び手洗い場があること

ウ 居室の提供に際し、支援員を1名配置できる事業者

(2) ヘルパーを派遣する事業者

法第5条第2項に規定する居宅介護又は町が契約する法第77条に規定する地域生活支援事業のうち移動支援を行う事業者

6 支援の内容

食事	外食可。弁当による提供可。
入浴	シャワー可。銭湯等の利用可。
病院	利用者の急病や怪我の対応を予定する病院の連携 連絡体制の整備
内容	健康管理、食事、排せつ、寝起き及び歩行等の日常生活における身の介護等の実施 日中活動支援事業者及び東郷町障がい者相談支援センターとの連携